

消費税率 10%への引上げに伴う対応

第1 基本的な考え方

消費税率の引上げに伴い、医療機関、薬局等の仕入れに係る消費税負担が増加することから、診療報酬において、2014年度改定と同様に、基本診療料・調剤基本料に点数を上乗せすることを中心に対応し、補完的に個別項目に上乗せする。

その際、直近の通年実績のNDBデータ等を用いることや、入院料について、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアを考慮することにより、消費税率が5%から8%に引き上がった部分も含めた、消費税率5%から10%の部分について、消費税負担に見合う補てん点数となるよう配点を行う。

第2 具体的な内容

1. 医科診療報酬

- (1) 診療所については、初・再診料、有床診療所入院基本料等を引き上げる。
- (2) 病院については、診療所の初・再診料の引上げと同じ点数を病院の初・再診料において引き上げるとともに、残りの財源により入院料等を引き上げる。

※ 改定案の「うち消費税対応分」は、消費税率5%から10%への引き上げに対応する点数を示している。以下同じ。

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
【初診料】			
初診料	282 点	<u>288 点</u>	<u>18 点</u>
(同一日2科目)	141 点	<u>144 点</u>	<u>9 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
(紹介のない場合)	209 点	<u>214 点</u>	<u>14 点</u>
(妥結率が低い場合)	209 点	<u>214 点</u>	<u>14 点</u>
(同一日 2 科目・紹介のない場 合)	104 点	<u>107 点</u>	<u>7 点</u>
(同一日 2 科目・妥結率が低い場 合)	104 点	<u>107 点</u>	<u>7 点</u>
【再診料】			
再診料	72 点	<u>73 点</u>	<u>4 点</u>
(同日)	72 点	<u>73 点</u>	<u>4 点</u>
(同一日 2 科目)	36 点	<u>37 点</u>	<u>3 点</u>
(妥結率が低い場合)	53 点	<u>54 点</u>	<u>3 点</u>
(同日・妥結率が低い場合)	53 点	<u>54 点</u>	<u>3 点</u>
(同一日 2 科目・妥結率が低い場 合)	26 点	<u>27 点</u>	<u>2 点</u>
【外来診療料】			
外来診療料	73 点	<u>74 点</u>	<u>4 点</u>
(同日)	73 点	<u>74 点</u>	<u>4 点</u>
(同一日 2 科目)	36 点	<u>37 点</u>	<u>3 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
(紹介のない場合)	54 点	<u>55 点</u>	<u>3 点</u>
(同日・紹介のない場合)	54 点	<u>55 点</u>	<u>3 点</u>
(同一日 2 科目・紹介のない場 合)	26 点	<u>27 点</u>	<u>2 点</u>
(同一日 2 科目・妥結率が低い場 合)	26 点	<u>27 点</u>	<u>2 点</u>
(妥結率が低い場合)	54 点	<u>55 点</u>	<u>3 点</u>
(同日・妥結率が低い場合)	54 点	<u>55 点</u>	<u>3 点</u>
【オンライン診療料】	70 点	<u>71 点</u>	<u>4 点</u>
【一般病棟入院基本料】			
1 急性期一般入院基本料			
イ 急性期一般入院料 1	1,591 点	<u>1,650 点</u>	<u>84 点</u>
ロ 急性期一般入院料 2	1,561 点	<u>1,619 点</u>	<u>83 点</u>
ハ 急性期一般入院料 3	1,491 点	<u>1,545 点</u>	<u>79 点</u>
ニ 急性期一般入院料 4	1,387 点	<u>1,440 点</u>	<u>74 点</u>
ホ 急性期一般入院料 5	1,377 点	<u>1,429 点</u>	<u>73 点</u>
ヘ 急性期一般入院料 6	1,357 点	<u>1,408 点</u>	<u>72 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
ト 急性期一般入院料 7	1,332 点	<u>1,382 点</u>	<u>71 点</u>
2 地域一般入院基本料			
イ 地域一般入院料 1	1,126 点	<u>1,159 点</u>	<u>51 点</u>
ロ 地域一般入院料 2	1,121 点	<u>1,153 点</u>	<u>50 点</u>
ハ 地域一般入院料 3	960 点	<u>988 点</u>	<u>43 点</u>
特別入院基本料	584 点	<u>607 点</u>	<u>32 点</u>
【療養病棟入院基本料】			
1 療養病棟入院料 1			
イ 入院料 A	1,810 点	<u>1,813 点</u>	<u>44 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,795 点	<u>1,798 点</u>	<u>43 点</u>
ロ 入院料 B	1,755 点	<u>1,758 点</u>	<u>42 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,741 点	<u>1,744 点</u>	<u>42 点</u>
ハ 入院料 C	1,468 点	<u>1,471 点</u>	<u>36 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,454 点	<u>1,457 点</u>	<u>36 点</u>
ニ 入院料 D	1,412 点	<u>1,414 点</u>	<u>34 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,397 点	<u>1,399 点</u>	<u>33 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
ホ 入院料 E	1,384 点	<u>1,386 点</u>	<u>33 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,370 点	<u>1,372 点</u>	<u>33 点</u>
へ 入院料 F	1,230 点	<u>1,232 点</u>	<u>30 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,215 点	<u>1,217 点</u>	<u>29 点</u>
ト 入院料 G	967 点	<u>968 点</u>	<u>23 点</u>
(生活療養を受ける場合)	952 点	<u>953 点</u>	<u>22 点</u>
チ 入院料 H	919 点	<u>920 点</u>	<u>22 点</u>
(生活療養を受ける場合)	904 点	<u>905 点</u>	<u>21 点</u>
リ 入院料 I	814 点	<u>815 点</u>	<u>19 点</u>
(生活療養を受ける場合)	800 点	<u>801 点</u>	<u>19 点</u>
2 療養病棟入院料 2			
イ 入院料 A	1,745 点	<u>1,748 点</u>	<u>42 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,731 点	<u>1,734 点</u>	<u>42 点</u>
ロ 入院料 B	1,691 点	<u>1,694 点</u>	<u>41 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,677 点	<u>1,680 点</u>	<u>41 点</u>
ハ 入院料 C	1,403 点	<u>1,406 点</u>	<u>34 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
(生活療養を受ける場合)	1,389 点	<u>1,392 点</u>	<u>34 点</u>
ニ 入院料 D	1,347 点	<u>1,349 点</u>	<u>32 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,333 点	<u>1,335 点</u>	<u>32 点</u>
ホ 入院料 E	1,320 点	<u>1,322 点</u>	<u>32 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,305 点	<u>1,307 点</u>	<u>31 点</u>
へ 入院料 F	1,165 点	<u>1,167 点</u>	<u>28 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,151 点	<u>1,153 点</u>	<u>28 点</u>
ト 入院料 G	902 点	<u>903 点</u>	<u>21 点</u>
(生活療養を受ける場合)	888 点	<u>889 点</u>	<u>21 点</u>
チ 入院料 H	854 点	<u>855 点</u>	<u>20 点</u>
(生活療養を受ける場合)	840 点	<u>841 点</u>	<u>20 点</u>
リ 入院料 I	750 点	<u>751 点</u>	<u>18 点</u>
(生活療養を受ける場合)	735 点	<u>736 点</u>	<u>17 点</u>
特別入院基本料	576 点	<u>577 点</u>	<u>14 点</u>
(生活療養を受ける場合)	562 点	<u>563 点</u>	<u>14 点</u>
【結核病棟入院基本料】			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
1 7対1入院基本料	1,591点	<u>1,654点</u>	<u>88点</u>
2 10対1入院基本料	1,332点	<u>1,385点</u>	<u>74点</u>
3 13対1入院基本料	1,121点	<u>1,165点</u>	<u>62点</u>
4 15対1入院基本料	960点	<u>998点</u>	<u>53点</u>
5 18対1入院基本料	822点	<u>854点</u>	<u>45点</u>
6 20対1入院基本料	775点	<u>806点</u>	<u>43点</u>
特別入院基本料	559点	<u>581点</u>	<u>31点</u>
【精神病棟入院基本料】			
1 10対1入院基本料	1,271点	<u>1,287点</u>	<u>36点</u>
2 13対1入院基本料	946点	<u>958点</u>	<u>27点</u>
3 15対1入院基本料	824点	<u>830点</u>	<u>19点</u>
4 18対1入院基本料	735点	<u>740点</u>	<u>17点</u>
5 20対1入院基本料	680点	<u>685点</u>	<u>16点</u>
特別入院基本料	559点	<u>561点</u>	<u>11点</u>
【特定機能病院入院基本料】			
1 一般病棟の場合			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
イ 7対1入院基本料	1,599点	<u>1,718点</u>	<u>152点</u>
ロ 10対1入院基本料	1,339点	<u>1,438点</u>	<u>127点</u>
2 結核病棟の場合			
イ 7対1入院基本料	1,599点	<u>1,718点</u>	<u>152点</u>
ロ 10対1入院基本料	1,339点	<u>1,438点</u>	<u>127点</u>
ハ 13対1入院基本料	1,126点	<u>1,210点</u>	<u>107点</u>
ニ 15対1入院基本料	965点	<u>1,037点</u>	<u>92点</u>
3 精神病棟の場合			
イ 7対1入院基本料	1,350点	<u>1,450点</u>	<u>128点</u>
ロ 10対1入院基本料	1,278点	<u>1,373点</u>	<u>122点</u>
ハ 13対1入院基本料	951点	<u>1,022点</u>	<u>91点</u>
ニ 15対1入院基本料	868点	<u>933点</u>	<u>83点</u>
【専門病院入院基本料】			
1 7対1入院基本料	1,591点	<u>1,667点</u>	<u>101点</u>
2 10対1入院基本料	1,332点	<u>1,396点</u>	<u>85点</u>
3 13対1入院基本料	1,121点	<u>1,174点</u>	<u>71点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
【障害者施設等入院基本料】			
1 7対1入院基本料	1,588点	<u>1,615点</u>	<u>49点</u>
2 10対1入院基本料	1,329点	<u>1,356点</u>	<u>45点</u>
3 13対1入院基本料	1,118点	<u>1,138点</u>	<u>35点</u>
4 15対1入院基本料	978点	<u>995点</u>	<u>30点</u>
特定入院基本料	966点	<u>969点</u>	<u>30点</u>
イ 7対1入院基本料又は10対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合			
(1) 医療区分2の患者に相当するもの	1,465点	<u>1,496点</u>	<u>49点</u>
(2) 医療区分1の患者に相当するもの	1,331点	<u>1,358点</u>	<u>45点</u>
ロ 13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合			
(1) 医療区分2の患者に相当するもの	1,317点	<u>1,343点</u>	<u>41点</u>
(2) 医療区分1の患者に相当するもの	1,184点	<u>1,206点</u>	<u>37点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
ハ 15 対 1 入院基本料の施設基準を 届け出た病棟に入院している場合			
(1) 医療区分 2 の患者に相当する もの	1,219 点	<u>1,244 点</u>	<u>38 点</u>
(2) 医療区分 1 の患者に相当する もの	1,086 点	<u>1,107 点</u>	<u>34 点</u>
【有床診療所入院基本料】			
1 有床診療所入院基本料 1			
イ 14 日以内の期間	861 点	<u>917 点</u>	<u>71 点</u>
ロ 15 日以上 30 日以内の期間	669 点	<u>712 点</u>	<u>55 点</u>
ハ 31 日以上 30 日以内の期間	567 点	<u>604 点</u>	<u>47 点</u>
2 有床診療所入院基本料 2			
イ 14 日以内の期間	770 点	<u>821 点</u>	<u>64 点</u>
ロ 15 日以上 30 日以内の期間	578 点	<u>616 点</u>	<u>48 点</u>
ハ 31 日以上 30 日以内の期間	521 点	<u>555 点</u>	<u>43 点</u>
3 有床診療所入院基本料 3			
イ 14 日以内の期間	568 点	<u>605 点</u>	<u>47 点</u>
ロ 15 日以上 30 日以内の期間	530 点	<u>567 点</u>	<u>44 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
ハ 31 日以上の期間	500 点	<u>534 点</u>	<u>41 点</u>
4 有床診療所入院基本料 4			
イ 14 日以内の期間	775 点	<u>824 点</u>	<u>64 点</u>
ロ 15 日以上 30 日以内の期間	602 点	<u>640 点</u>	<u>50 点</u>
ハ 31 日以上の期間	510 点	<u>542 点</u>	<u>42 点</u>
5 有床診療所入院基本料 5			
イ 14 日以内の期間	693 点	<u>737 点</u>	<u>57 点</u>
ロ 15 日以上 30 日以内の期間	520 点	<u>553 点</u>	<u>43 点</u>
ハ 31 日以上の期間	469 点	<u>499 点</u>	<u>39 点</u>
6 有床診療所入院基本料 6			
イ 14 日以内の期間	511 点	<u>543 点</u>	<u>42 点</u>
ロ 15 日以上 30 日以内の期間	477 点	<u>509 点</u>	<u>39 点</u>
ハ 31 日以上の期間	450 点	<u>480 点</u>	<u>37 点</u>
【有床診療所療養病床入院基本料】			
1 入院基本料 A	994 点	<u>1,057 点</u>	<u>82 点</u>
(生活療養を受ける場合)	980 点	<u>1,042 点</u>	<u>81 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
2 入院基本料B	888 点	<u>945 点</u>	<u>74 点</u>
(生活療養を受ける場合)	874 点	<u>929 点</u>	<u>72 点</u>
3 入院基本料C	779 点	<u>827 点</u>	<u>63 点</u>
(生活療養を受ける場合)	765 点	<u>813 点</u>	<u>63 点</u>
4 入院基本料D	614 点	<u>653 点</u>	<u>51 点</u>
(生活療養を受ける場合)	599 点	<u>638 点</u>	<u>50 点</u>
5 入院基本料E	530 点	<u>564 点</u>	<u>44 点</u>
(生活療養を受ける場合)	516 点	<u>549 点</u>	<u>43 点</u>
特別入院基本料	459 点	<u>488 点</u>	<u>38 点</u>
(生活療養を受ける場合)	444 点	<u>473 点</u>	<u>37 点</u>
【救命救急入院料】			
1 救命救急入院料 1			
イ 3日以内の期間	9,869 点	<u>10,223 点</u>	<u>512 点</u>
ロ 4日以上7日以内の期間	8,929 点	<u>9,250 点</u>	<u>464 点</u>
ハ 8日以上14日以内の期間	7,623 点	<u>7,897 点</u>	<u>396 点</u>
2 救命救急入院料 2			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
イ 3日以内の期間	11,393 点	<u>11,802 点</u>	<u>591 点</u>
ロ 4日以上7日以内の期間	10,316 点	<u>10,686 点</u>	<u>535 点</u>
ハ 8日以上14日以内の期間	9,046 点	<u>9,371 点</u>	<u>470 点</u>
3 救命救急入院料 3			
イ 救命救急入院料			
(1) 3日以内の期間	9,869 点	<u>10,223 点</u>	<u>512 点</u>
(2) 4日以上7日以内の期間	8,929 点	<u>9,250 点</u>	<u>464 点</u>
(3) 8日以上14日以内の期間	7,623 点	<u>7,897 点</u>	<u>396 点</u>
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料			
(1) 3日以内の期間	9,869 点	<u>10,223 点</u>	<u>512 点</u>
(2) 4日以上7日以内の期間	8,929 点	<u>9,250 点</u>	<u>464 点</u>
(3) 8日以上60日以内の期間	8,030 点	<u>8,318 点</u>	<u>417 点</u>
4 救命救急入院料 4			
イ 救命救急入院料			
(1) 3日以内の期間	11,393 点	<u>11,802 点</u>	<u>591 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
(2) 4日以上7日以内の期間	10,316点	<u>10,686点</u>	<u>535点</u>
(3) 8日以上14日以内の期間	9,046点	<u>9,371点</u>	<u>470点</u>
□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料			
(1) 3日以内の期間	11,393点	<u>11,802点</u>	<u>591点</u>
(2) 4日以上7日以内の期間	10,316点	<u>10,686点</u>	<u>535点</u>
(3) 8日以上14日以内の期間	9,046点	<u>9,371点</u>	<u>470点</u>
(3) 15日以上60日以内の期間	8,030点	<u>8,318点</u>	<u>417点</u>
【特定集中治療室管理料】			
1 特定集中治療室管理料 1			
イ 7日以内の期間	13,650点	<u>14,211点</u>	<u>711点</u>
□ 8日以上14日以内の期間	12,126点	<u>12,633点</u>	<u>633点</u>
2 特定集中治療室管理料 2			
イ 特定集中治療室管理料			
(1) 7日以内の期間	13,650点	<u>14,211点</u>	<u>711点</u>
(2) 8日以上14日以内の期間	12,126点	<u>12,633点</u>	<u>633点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
□ 広範囲熱傷特定集中治療管理 料			
(1) 7日以内の期間	13,650 点	<u>14,211 点</u>	<u>711 点</u>
(2) 8日以上14日以内の期間	12,319 点	<u>12,833 点</u>	<u>643 点</u>
3 特定集中治療室管理料 3			
イ 7日以内の期間	9,361 点	<u>9,697 点</u>	<u>486 点</u>
□ 8日以上14日以内の期間	7,837 点	<u>8,115 点</u>	<u>407 点</u>
4 特定集中治療室管理料 4			
イ 特定集中治療室管理料			
(1) 7日以内の期間	9,361 点	<u>9,697 点</u>	<u>486 点</u>
(2) 8日以上14日以内の期間	7,837 点	<u>8,118 点</u>	<u>407 点</u>
□ 広範囲熱傷特定集中治療管理 料			
(1) 7日以内の期間	9,361 点	<u>9,697 点</u>	<u>486 点</u>
(2) 8日以上14日以内の期間	8,030 点	<u>8,318 点</u>	<u>417 点</u>
【ハイケアユニット入院医療管理 料】			
1 ハイケアユニット入院医療管理	6,584 点	<u>6,855 点</u>	<u>344 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
料 1			
2 ハイケアユニット入院医療管理 料 2	4,084 点	<u>4,224 点</u>	<u>213 点</u>
【脳卒中ケアユニット入院医療管理 料】	5,804 点	<u>6,013 点</u>	<u>302 点</u>
【小児特定集中治療室管理料】			
1 7日以内の期間	15,752 点	<u>16,317 点</u>	<u>817 点</u>
2 8日以上 14日以内の期間	13,720 点	<u>14,211 点</u>	<u>711 点</u>
【新生児特定集中治療室管理料】			
1 新生児特定集中治療室管理料 1	10,174 点	<u>10,539 点</u>	<u>528 点</u>
2 新生児特定集中治療室管理料 2	8,109 点	<u>8,434 点</u>	<u>423 点</u>
【総合周産期特定集中治療室管理 料】			
1 母体・胎児集中治療室管理料	7,125 点	<u>7,381 点</u>	<u>370 点</u>
2 新生児集中治療室管理料	10,174 点	<u>10,539 点</u>	<u>528 点</u>
【新生児治療回復室入院医療管理 料】	5,499 点	<u>5,697 点</u>	<u>286 点</u>
【一類感染症患者入院管理料】			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
1 14日以内の期間	9,046 点	<u>9,371 点</u>	<u>470 点</u>
2 15日以上期間	7,826 点	<u>8,108 点</u>	<u>407 点</u>
【特殊疾患入院医療管理料】			
特殊疾患入院医療管理料	2,009 点	<u>2,070 点</u>	<u>116 点</u>
イ 医療区分2の患者に相当するもの	1,857 点	<u>1,909 点</u>	<u>107 点</u>
ロ 医療区分1の患者に相当するもの	1,701 点	<u>1,743 点</u>	<u>97 点</u>
【小児入院医療管理料】			
1 小児入院医療管理料1	4,584 点	<u>4,750 点</u>	<u>239 点</u>
2 小児入院医療管理料2	4,076 点	<u>4,224 点</u>	<u>213 点</u>
3 小児入院医療管理料3	3,670 点	<u>3,803 点</u>	<u>192 点</u>
4 小児入院医療管理料4	3,060 点	<u>3,171 点</u>	<u>160 点</u>
5 小児入院医療管理料5	2,145 点	<u>2,206 点</u>	<u>95 点</u>
【回復期リハビリテーション病棟入院料】			
1 回復期リハビリテーション病棟入院料1	2,085 点	<u>2,129 点</u>	<u>98 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
(生活療養を受ける場合)	2,071 点	<u>2,115 点</u>	<u>98 点</u>
2 回復期リハビリテーション病棟 入院料 2	2,025 点	<u>2,066 点</u>	<u>95 点</u>
(生活療養を受ける場合)	2,011 点	<u>2,051 点</u>	<u>94 点</u>
3 回復期リハビリテーション病棟 入院料 3	1,861 点	<u>1,899 点</u>	<u>88 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,846 点	<u>1,884 点</u>	<u>87 点</u>
4 回復期リハビリテーション病棟 入院料 4	1,806 点	<u>1,841 点</u>	<u>85 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,791 点	<u>1,827 点</u>	<u>85 点</u>
5 回復期リハビリテーション病棟 入院料 5	1,702 点	<u>1,736 点</u>	<u>80 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,687 点	<u>1,721 点</u>	<u>79 点</u>
6 回復期リハビリテーション病棟 入院料 6	1,647 点	<u>1,678 点</u>	<u>77 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,632 点	<u>1,664 点</u>	<u>77 点</u>
【地域包括ケア病棟入院料】			
1 地域包括ケア病棟入院料 1	2,738 点	<u>2,809 点</u>	<u>129 点</u>
(生活療養を受ける場合)	2,724 点	<u>2,794 点</u>	<u>128 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
2 地域包括ケア入院医療管理料 1	2,738 点	<u>2,809 点</u>	<u>129 点</u>
(生活療養を受ける場合)	2,724 点	<u>2,794 点</u>	<u>128 点</u>
3 地域包括ケア病棟入院料 2	2,558 点	<u>2,620 点</u>	<u>120 点</u>
(生活療養を受ける場合)	2,544 点	<u>2,605 点</u>	<u>119 点</u>
4 地域包括ケア入院医療管理料 2	2,558 点	<u>2,620 点</u>	<u>120 点</u>
(生活療養を受ける場合)	2,544 点	<u>2,605 点</u>	<u>119 点</u>
5 地域包括ケア病棟入院料 3	2,238 点	<u>2,285 点</u>	<u>105 点</u>
(生活療養を受ける場合)	2,224 点	<u>2,270 点</u>	<u>104 点</u>
6 地域包括ケア入院医療管理料 3	2,238 点	<u>2,285 点</u>	<u>105 点</u>
(生活療養を受ける場合)	2,224 点	<u>2,270 点</u>	<u>104 点</u>
7 地域包括ケア病棟入院料 4	2,038 点	<u>2,076 点</u>	<u>96 点</u>
(生活療養を受ける場合)	2,024 点	<u>2,060 点</u>	<u>94 点</u>
8 地域包括ケア入院医療管理料 4	2,038 点	<u>2,076 点</u>	<u>96 点</u>
(生活療養を受ける場合)	2,024 点	<u>2,060 点</u>	<u>94 点</u>
地域包括ケア病棟入院料 1 (特定地域)	2,371 点	<u>2,433 点</u>	<u>112 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
(生活療養を受ける場合)	2,357 点	<u>2,418 点</u>	<u>111 点</u>
地域包括ケア入院医療管理料 1 (特定地域)	2,371 点	<u>2,433 点</u>	<u>112 点</u>
(生活療養を受ける場合)	2,357 点	<u>2,418 点</u>	<u>111 点</u>
地域包括ケア病棟入院料 2 (特定地域)	2,191 点	<u>2,244 点</u>	<u>103 点</u>
(生活療養を受ける場合)	2,177 点	<u>2,230 点</u>	<u>103 点</u>
地域包括ケア入院医療管理料 2 (特定地域)	2,191 点	<u>2,244 点</u>	<u>103 点</u>
(生活療養を受ける場合)	2,177 点	<u>2,230 点</u>	<u>103 点</u>
地域包括ケア病棟入院料 3 (特定地域)	1,943 点	<u>1,984 点</u>	<u>91 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,929 点	<u>1,970 点</u>	<u>91 点</u>
地域包括ケア入院医療管理料 3 (特定地域)	1,943 点	<u>1,984 点</u>	<u>91 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,929 点	<u>1,970 点</u>	<u>91 点</u>
地域包括ケア病棟入院料 4 (特定地域)	1,743 点	<u>1,774 点</u>	<u>81 点</u>
(生活療養を受ける場合)	1,729 点	<u>1,760 点</u>	<u>81 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
地域包括ケア入院医療管理料 4（特定地域）	1,743 点	<u>1,774 点</u>	<u>81 点</u>
（生活療養を受ける場合）	1,729 点	<u>1,760 点</u>	<u>81 点</u>
【特殊疾患病棟入院料】			
1 特殊疾患病棟入院料 1	2,008 点	<u>2,070 点</u>	<u>116 点</u>
2 特殊疾患病棟入院料 2	1,625 点	<u>1,675 点</u>	<u>94 点</u>
イ 特殊疾患病棟入院料 1 の施設基準を届け出た病棟に入院している場合			
（1）医療区分 2 の患者に相当するもの	1,857 点	<u>1,910 点</u>	<u>107 点</u>
（2）医療区分 1 の患者に相当するもの	1,701 点	<u>1,745 点</u>	<u>98 点</u>
ロ 特殊疾患病棟入院料 2 の施設基準を届け出た病棟に入院している場合			
（1）医療区分 2 の患者に相当するもの	1,608 点	<u>1,657 点</u>	<u>93 点</u>
（2）医療区分 1 の患者に相当するもの	1,452 点	<u>1,491 点</u>	<u>83 点</u>
【緩和ケア病棟入院料】			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
1 緩和ケア病棟入院料 1			
イ 30日以内の期間	5,051 点	<u>5,207 点</u>	<u>291 点</u>
ロ 31日以上 60日以内の期間	4,514 点	<u>4,654 点</u>	<u>261 点</u>
ハ 61日以上	3,350 点	<u>3,450 点</u>	<u>193 点</u>
2 緩和ケア病棟入院料 2			
イ 30日以内の期間	4,826 点	<u>4,970 点</u>	<u>279 点</u>
ロ 31日以上 60日以内の期間	4,370 点	<u>4,501 点</u>	<u>252 点</u>
ハ 61日以上	3,300 点	<u>3,398 点</u>	<u>191 点</u>
【精神科救急入院料】			
1 精神科救急入院料 1			
イ 30日以内の期間	3,557 点	<u>3,579 点</u>	<u>117 点</u>
ロ 31日以上	3,125 点	<u>3,145 点</u>	<u>103 点</u>
2 精神科救急入院料 2			
イ 30日以内の期間	3,351 点	<u>3,372 点</u>	<u>110 点</u>
ロ 31日以上	2,920 点	<u>2,938 点</u>	<u>96 点</u>
【精神科急性期治療病棟入院料】			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
1 精神科急性期治療病棟入院料 1			
イ 30日以内の期間	1,984 点	<u>1,997 点</u>	<u>66 点</u>
ロ 31日以上 60日以内の期間	1,655 点	<u>1,665 点</u>	<u>54 点</u>
2 精神科急性期治療病棟入院料 2			
イ 30日以内の期間	1,881 点	<u>1,883 点</u>	<u>52 点</u>
ロ 31日以上 60日以内の期間	1,552 点	<u>1,554 点</u>	<u>43 点</u>
【精神科救急・合併症入院料】			
1 30日以内の期間	3,560 点	<u>3,579 点</u>	<u>117 点</u>
2 31日以上 60日以内の期間	3,128 点	<u>3,145 点</u>	<u>103 点</u>
【児童・思春期精神科入院医療管理料】	2,957 点	<u>2,995 点</u>	<u>84 点</u>
【精神療養病棟入院料】	1,090 点	<u>1,091 点</u>	<u>30 点</u>
【認知症病棟入院料】			
1 認知症治療病棟入院料 1			
イ 30日以内の期間	1,809 点	<u>1,811 点</u>	<u>50 点</u>
ロ 31日以上 60日以内の期間	1,501 点	<u>1,503 点</u>	<u>42 点</u>
ハ 61日以上 90日以内の期間	1,203 点	<u>1,204 点</u>	<u>33 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
2 認知症治療病棟入院料 2			
イ 30 日以内の期間	1,316 点	<u>1,318 点</u>	<u>37 点</u>
ロ 31 日以上 60 日以内の期間	1,111 点	<u>1,112 点</u>	<u>31 点</u>
ハ 61 日以上の期間	987 点	<u>988 点</u>	<u>27 点</u>
【特定一般病棟入院料】			
1 特定一般病棟入院料 1	1,121 点	<u>1,152 点</u>	<u>49 点</u>
2 特定一般病棟入院料 2	960 点	<u>987 点</u>	<u>42 点</u>
特定一般病棟入院料（地域包括ケア 入院医療管理料 1 に該当する場合）	2,371 点	<u>2,432 点</u>	<u>111 点</u>
特定一般病棟入院料（地域包括ケア 入院医療管理料 2 に該当する場合）	2,191 点	<u>2,243 点</u>	<u>102 点</u>
特定一般病棟入院料（地域包括ケア 入院医療管理料 3 に該当する場合）	1,943 点	<u>1,983 点</u>	<u>90 点</u>
特定一般病棟入院料（地域包括ケア 入院医療管理料 4 に該当する場合）	1,743 点	<u>1,773 点</u>	<u>80 点</u>
【地域移行機能強化病棟入院料】			
1 短期滞在手術等基本料 1	2,856 点	<u>2,947 点</u>	<u>147 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
2 短期滞在手術等基本料 2	4,918 点	<u>5,075 点</u>	<u>253 点</u>
(生活療養を受ける場合)	4,890 点	<u>5,046 点</u>	<u>252 点</u>
3 短期滞在手術等基本料 3 (※手術該当分以外を補てん)			
イ D237 終夜睡眠ポリグラフィ ー 3 1 及び 2 以外の場合	9,265 点	<u>9,424 点</u>	<u>273 点</u>
(生活療養を受ける場合)	9,194 点	<u>9,350 点</u>	<u>269 点</u>
ロ D291-2 小児食物アレルギー 負荷検査	6,090 点	<u>6,237 点</u>	<u>261 点</u>
(生活療養を受ける場合)	6,019 点	<u>6,164 点</u>	<u>258 点</u>
ハ D413 前立腺針生検法	11,334 点	<u>11,736 点</u>	<u>516 点</u>
(生活療養を受ける場合)	11,263 点	<u>11,662 点</u>	<u>512 点</u>
ニ K093-2 関節鏡下手根管開放 手術	19,394 点	<u>19,747 点</u>	<u>467 点</u>
(生活療養を受ける場合)	19,323 点	<u>19,673 点</u>	<u>463 点</u>
ホ K196-2 胸腔鏡下交感神経節 切除術 (両側)	41,072 点	<u>42,138 点</u>	<u>1,180 点</u>
(生活療養を受ける場合)	41,001 点	<u>42,064 点</u>	<u>1,176 点</u>
ヘ K282 水晶体再建術 1 眼	22,010 点	<u>22,411 点</u>	<u>515 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
内レンズを挿入する場合 □ その他のもの（片側） （生活療養を受ける場合）	21,939 点	<u>22,337 点</u>	<u>511 点</u>
ト K282 水晶体再建術 1 眼 内レンズ挿入を挿入する場合 □ その他のもの（両側） （生活療養を受ける場合）	37,272 点	<u>37,839 点</u>	<u>681 点</u>
チ K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満 （生活療養を受ける場合）	19,967 点	<u>20,756 点</u>	<u>903 点</u>
リ K616-4 経皮的シャント拡張 術・血栓除去術 （生活療養を受ける場合）	37,350 点	<u>38,243 点</u>	<u>1,007 点</u>
又 K617 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術 （生活療養を受ける場合）	23,655 点	<u>24,242 点</u>	<u>701 点</u>
ル K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法（一連として） （生活療養を受ける場合）	12,082 点	<u>12,507 点</u>	<u>539 点</u>
ヲ K617 下肢静脈瘤手術 3	11,390 点	<u>11,704 点</u>	<u>428 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
高位結紮術			
（生活療養を受ける場合）	11,319 点	<u>11,630 点</u>	<u>424 点</u>
ワ K633 ヘルニア手術 5 鼠 径ヘルニア（3歳未満に限る。）	34,388 点	<u>35,444 点</u>	<u>1,170 点</u>
（生活療養を受ける場合）	34,317 点	<u>35,371 点</u>	<u>1,167 点</u>
カ K633 ヘルニア手術 5 鼠 径ヘルニア（3歳以上6歳未満 に限る。）	27,515 点	<u>28,368 点</u>	<u>967 点</u>
（生活療養を受ける場合）	27,444 点	<u>28,294 点</u>	<u>963 点</u>
ヨ K633 ヘルニア手術 5 鼠 径ヘルニア（6歳以上15歳未満 に限る。）	24,715 点	<u>25,578 点</u>	<u>977 点</u>
（生活療養を受ける場合）	24,644 点	<u>25,505 点</u>	<u>974 点</u>
タ K633 ヘルニア手術 5 鼠 径ヘルニア（15歳以上に限る。）	24,540 点	<u>25,394 点</u>	<u>968 点</u>
（生活療養を受ける場合）	24,469 点	<u>25,321 点</u>	<u>965 点</u>
レ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア 手術（両側）（3歳未満に限 る。）	68,168 点	<u>69,217 点</u>	<u>1,163 点</u>
（生活療養を受ける場合）	68,097 点	<u>69,143 点</u>	<u>1,159 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
ソ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（3歳以上6歳未満に限る。）	54,494点	<u>55,428点</u>	<u>1,048点</u>
（生活療養を受ける場合）	54,423点	<u>55,354点</u>	<u>1,044点</u>
ツ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（6歳以上15歳未満に限る。）	43,122点	<u>44,061点</u>	<u>1,053点</u>
（生活療養を受ける場合）	43,051点	<u>43,988点</u>	<u>1,050点</u>
ネ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（15歳以上に限る。）	50,397点	<u>51,719点</u>	<u>1,436点</u>
（生活療養を受ける場合）	50,326点	<u>51,645点</u>	<u>1,432点</u>
ナ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満	14,163点	<u>14,525点</u>	<u>476点</u>
（生活療養を受ける場合）	14,092点	<u>14,451点</u>	<u>472点</u>
ラ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上	17,699点	<u>18,141点</u>	<u>556点</u>
（生活療養を受ける場合）	17,628点	<u>18,068点</u>	<u>553点</u>
ム K743 痔核手術（脱肛を含む。） 2 硬化療法（四段階注	12,079点	<u>12,383点</u>	<u>418点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
射法によるもの)			
(生活療養を受ける場合)	12,008 点	<u>12,309 点</u>	<u>414 点</u>
ウ K768 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術（一連につき）	27,934 点	<u>28,268 点</u>	<u>448 点</u>
(生活療養を受ける場合)	27,863 点	<u>28,194 点</u>	<u>444 点</u>
中 K867 子宮頸部（腔部）切除術	17,552 点	<u>18,179 点</u>	<u>741 点</u>
(生活療養を受ける場合)	17,481 点	<u>18,106 点</u>	<u>738 点</u>
ノ K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	34,354 点	<u>35,141 点</u>	<u>901 点</u>
(生活療養を受ける場合)	34,283 点	<u>35,067 点</u>	<u>897 点</u>
オ M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療	59,998 点	<u>60,403 点</u>	<u>519 点</u>
(生活療養を受ける場合)	59,927 点	<u>60,330 点</u>	<u>516 点</u>
【小児科外来診療料】			
1 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付する場合			
イ 初診時	572 点	<u>599 点</u>	<u>39 点</u>
ロ 再診時	383 点	<u>406 点</u>	<u>26 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
2 1 以外の場合			
イ 初診時	682 点	<u>716 点</u>	<u>46 点</u>
ロ 再診時	493 点	<u>524 点</u>	<u>34 点</u>
【外来リハビリテーション診療料】			
1 外来リハビリテーション診療料 1	72 点	<u>73 点</u>	<u>4 点</u>
2 外来リハビリテーション診療料 2	109 点	<u>110 点</u>	<u>6 点</u>
【外来放射線照射診療料】			
	292 点	<u>297 点</u>	<u>17 点</u>
【地域包括診療料】			
1 地域包括診療料 1	1,560 点	<u>1,660 点</u>	<u>103 点</u>
2 地域包括診療料 2	1,503 点	<u>1,600 点</u>	<u>100 点</u>
【認知症地域包括診療料】			
1 認知症地域包括診療料 1	1,580 点	<u>1,681 点</u>	<u>104 点</u>
2 認知症地域包括診療料 2	1,515 点	<u>1,613 点</u>	<u>101 点</u>
【小児かかりつけ診療料】			
1 処方箋を交付する場合			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
イ 初診時	602 点	<u>631 点</u>	<u>41 点</u>
ロ 再診時	413 点	<u>438 点</u>	<u>28 点</u>
2 処方箋を交付しない場合			
イ 初診時	712 点	<u>748 点</u>	<u>48 点</u>
ロ 再診時	523 点	<u>556 点</u>	<u>36 点</u>
【在宅患者訪問診療料】			
在宅患者訪問診療料（Ⅰ）			
1 在宅患者訪問診療料 1			
イ 同一建物居住者以外の場合	833 点	<u>888 点</u>	<u>58 点</u>
ロ 同一建物居住者の場合	203 点	<u>213 点</u>	<u>13 点</u>
2 在宅患者訪問診療料 2			
イ 同一建物居住者以外の場合	830 点	<u>884 点</u>	<u>57 点</u>
ロ 同一建物居住者の場合	178 点	<u>187 点</u>	<u>12 点</u>
在宅患者訪問診療料（Ⅱ）	144 点	<u>150 点</u>	<u>9 点</u>

2. 歯科診療報酬

- (1) 初・再診料（地域歯科診療支援病院歯科初・再診料を含む。）を引き上げる。
- (2) 歯科訪問診療料を引き上げる。

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
【初診料】			
1 歯科初診料	237 点	<u>251 点</u>	<u>30 点</u>
歯科初診料について、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合	226 点	<u>240 点</u>	<u>30 点</u>
2 地域歯科診療支援病院歯科初診料	282 点	<u>288 点</u>	<u>18 点</u>
【再診料】			
1 歯科再診料	48 点	<u>51 点</u>	<u>6 点</u>
歯科再診料について、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合	41 点	<u>44 点</u>	<u>6 点</u>
2 地域歯科診療支援病院歯科再診料	72 点	<u>73 点</u>	<u>4 点</u>
【訪問診療料】			
1 歯科訪問診療 1	1,036 点	<u>1,100 点</u>	<u>80 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
2 歯科訪問診療 2	338 点	<u>361 点</u>	<u>26 点</u>
3 歯科訪問診療 3	175 点	<u>185 点</u>	<u>13 点</u>
1 から 3 までについて、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合			
イ 初診時	237 点	<u>251 点</u>	<u>30 点</u>
ロ 再診時	48 点	<u>51 点</u>	<u>6 点</u>

3. 調剤報酬

(1) 調剤基本料等を引き上げる。

(2) 一包化加算及び無菌製剤処理加算を引き上げる。

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
【調剤基本料】			
1 調剤基本料 1	41 点	<u>42 点</u>	<u>2 点</u>
2 調剤基本料 2	25 点	<u>26 点</u>	<u>2 点</u>
3 調剤基本料 3			
イ 同一グループの保険薬局による処方箋受付回数 4 万回を超え 40 万回以下の場合	20 点	<u>21 点</u>	<u>2 点</u>
ロ 同一グループの保険薬局による処方箋受付回数 40 万回を超える場合	15 点	<u>16 点</u>	<u>2 点</u>
特別調剤基本料	10 点	<u>11 点</u>	<u>2 点</u>
【一包化加算】			
イ 42 日分以下の場合	32 点	<u>34 点</u>	<u>4 点</u>
ロ 43 日分以上の場合	220 点	<u>240 点</u>	<u>40 点</u>
【無菌製剤処理加算】			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
中心静脈栄養法用輸液	67 点	<u>69 点</u>	<u>12 点</u>
（6歳未満の場合）	135 点	<u>137 点</u>	<u>22 点</u>
抗悪性腫瘍剤	77 点	<u>79 点</u>	<u>12 点</u>
（6歳未満の場合）	145 点	<u>147 点</u>	<u>22 点</u>
麻薬	67 点	<u>69 点</u>	<u>12 点</u>
（6歳未満の場合）	135 点	<u>137 点</u>	<u>22 点</u>
【かかりつけ薬剤師包括管理 料】	280 点	<u>281 点</u>	<u>2 点</u>

4. 訪問看護療養費

訪問看護管理療養費を引き上げる。

項目	現行	改定案	
	現行 金額	改定後 金額	うち 消費税 対応分
【訪問看護管理療養費】			
1 月の初日の訪問の場合			
イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1	12,400 円	<u>12,530 円</u>	<u>230 円</u>
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2	9,400 円	<u>9,500 円</u>	<u>200 円</u>
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,400 円	<u>8,470 円</u>	<u>170 円</u>
ニ イからハまで以外の場合	7,400 円	<u>7,440 円</u>	<u>140 円</u>
2 月の 2 日目以降の訪問の場合（1 日につき）	2,980 円	<u>3,000 円</u>	<u>50 円</u>